

上土居霊苑管理規定

第1条 この規定は墓地の保全並びに納骨堂の適正な維持管理を期するため保存会を結成し、本規定を設ける。

第2条 墓地の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称 上土居霊苑とする。

位 置 岐阜市大字上土居字中野 903、878

第3条 墓地の利用者をもって保存会員とする。

第4条 保存会は、目的達成のため管理委員会を置き、管理使用等について協議し決定する。なお、法定等に定めのないものは別に内規に定める。

第5条 管理委員会には次の役員を置く。

【本部役員】

委員長 1名 副委員長 1名

監事 2名 委員 若干名

【地区選出役員】

委員 10名以内

第6条 委員長は墓地並びに納骨堂の管理責任者となり、副委員長は書記会計を担当する。その他の本部役員は委員長、副委員長の業務を補佐するものとする。

なお、本墓地の管理運営に要する経費として本部役員には毎年総額5万円の範囲で手当を支給する。

第7条 委員長ほか本部役員の選出方法、任期は管理委員会において決定する。各地区選出役員の選出方法、任期は当該地区において決定する。

第8条 総会は毎年8月に開催するほか、管理委員会は必要に応じて開催するものとする。なお総会は管理委員会をもって総会に変えることができる。

第9条 本保存会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとし、会計報告は翌年度に開催される管理委員会で行うものとする。

第10条 本規定には附則として墓地の内規をそれぞれ定める。

平成17年4月1日改正、施行。

平成27年8月23日改正、施行。